

第5回 構造改革特区・官製市場改革WG 議事概要

1. 日時：平成15年7月8日（火） 10：00～12：00

テーマ：厚生労働省ヒアリング

社会保険制度の見直しについて

2. 場所：永田町合同庁舎2F 総合規制改革会議大会議室

3. 出席者：（厚生労働省）

労働基準局 労働保険徴収課 羽毛田課長

労災補償部 労災管理課 高橋課長

労災保険財政数理室 南室長

監督課 労働条件確保改善対策室 伊藤室長補佐

総務課 藤永課長補佐（総務・広報担当）

社会保険庁 総務課 薄井課長

企画課 数理調査室 清水室長補佐

医療保険課 田中課長補佐

年金保険課 柳沢課長補佐

（委員）

八代主査、奥谷委員、安念専門委員、福井専門委員

（事務局）

内閣府 河野審議官、宮川室長 他

4. 議事概要

（厚生労働省関係者入室）

八代主査 では、始めます。本日はお出でいただきましてありがとうございました。

構造改革特区・官製市場改革ワーキンググループの第5回で、前回に引き続き、「社会保険制度の見直しについて」ということで、厚生労働省からヒアリングをさせていただきます。

それで、本会議は後で議事録は公開という形になりますので、よろしくお願いたします。

それでは、こちらの事務局の方から質問を出しておりますので、それについてお答えいただければと思います。労災の方から先によろしくお願いたします。

羽毛田課長（労働基準局労働保険徴収課） それでは、お手元の「（広義の）社会保険制度の見直し

について」の2の「労災保険について」という資料の説明を、～の関係は私の方から、それ以降については労災管理課長の方からご説明差し上げたいと思います。

まず初めに、1ページ目からでございます。「及び関係」というふうにさせていただいておりますが、このご質問のとつきましては、いずれも平成11年の行政監察結果を踏まえたご質問でありますので、一括してまずお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、労災保険の未手続事業の数字でございますけれども、未手続事業が存在することは事実でございますが、その数を定量的に正確に把握するという事はなかなか困難でございます、平成11年の行政監察の数字もざくっとした推計の1つであるということをご理解いただきたいと思います。

そこで、未手続事業数を把握するためには、当然のことながら、適用されるべき全数、事業の全数を把握することが必要となるわけですが、そのとっかかりとしては、やはり見渡したところ、総務省による事業所統計調査に頼らざるを得ないものと考えておりますが、事業所統計調査と労災保険では事業所のとらえ方等が異なっておりまして、単純な比較はできないというふうに考えております。したがって、その差を直ちに未手続事業というふうに見なすことは適当ではないと考えております。例えば、お手元の資料の2ページ目と3ページ目には今申しました平成11年の行政監察結果の一部分を抜粋してお付けしてございますが、その3ページ目に「業種別労災保険加入事業数」というのをお付けしてございます。これはある意味では単純な比較でございます、単純にこれを比較してしまいますと、例えば業種別に見ますと、後ほどご説明しますが、建設業等については100%を上回るというような形になってまいりますので、適当ではないと考えております。

それでは、その具体的な相違点とはどういうものがあるかについて、2ページ目に戻っていただきたいと思います。ここで見ていただきますと、その「注」の2、3、4のあたりになってまいります。

まず1つ目には、事業所統計調査では、2行目にありますように、一定の場所で行われておれば事業ととらえますので、したがって、例えば出張所ですとか従業員のいる倉庫ですとか、あるいは管理人のいる寮、そういったものまでも事業所ということになってまいります。他方、労働保険におきましては、その5行目に書いてございますように、場所的かつ組織的に独立した有機的な経営体というようなものを1つの指標としておりますので、この組織的に独立しているということが要件になってまいりますので、今申しました例の出張所等が1つの事業という程度の独立性がない場合には、そこに書いてございますように、直近上部の組織として包括して取り扱っております。したがって、労働保険の方が少なめに出てくるというふうな事情がございます。

2つ目でございますが、その3のC欄のうんぬんというところにかかわりますが、労働保険では、建設業等におきましては、工事現場等はいわゆる有期事業、期限の限られた事業ということで1つの事業

としてカウントしておりますが、事業所統計調査ではこれが対象となっております。この点は労働保険の方が多めになっているというふうに考えられます。

3つ目といたしましては、4点目のD欄のうんぬんと書いてあるところの話でございますが、労働保険では、継続事業の一括制度という、下の「参考」の方にも書いてございますが、通常の継続して行われる事業につきましては一括するという制度がございまして、効率化の観点でございますけれども、本社に一括することができます。その場合、一括されている支社や営業所等があってもこの事業数には得てして表に出てこないという仕組みになっておりますが、事業所統計調査ではこれらもカウントされるということでございますので、最初に申しました2の1つ目の点に加えまして、労働保険の方がより少なめになってくる事情がございます。

こうしたことから単純な比較は難しいわけですが、この平成11年の推計につきましては、今申しました2つ目の有期事業の相違と3つ目の一括制度による相違という2つを修正してみても推計を行ったということでございます。具体的には、その上にもありますが、1ページ目に戻っていただきまして、同じことが書いてあるわけです。この同じ推計を今回も13年度については行ってみたくわけですが、この推計方法は、今申し述べました観点を踏まえまして、bの「労災保険の適用事業数」、13年度で言えば269万でございますが、ここからcの「有期事業」、すなわち工事現場等で行われているこの建設事業6万を引きまして、そして本社に一括されている支社等が100万ほどございますので、これを加えたものをaの「事業所統計」の方から引いてベースを少しずつ合わせるという考え方で推計をやってみたものでございます。これを見ますと、13年度と9年度を比べますと、26万3,000事業ほど減少しているというふうになってございます。ただ、この推計につきましては、特に、今申しましたように、1つ目の点が労働保険の方が少なめになってあらわれてくるという点が考慮されておられませんので、事業所統計調査の方が多めとなっておりますので、多く見積もって60万というようなことではないかと考えております。

このように、単位のとらえ方の相違を一部だけ修正してみたものでございますので、なかなか完全なものとは言えません。また、その料率にかかわってまいります業種別の状況とか、あるいは規模別、あるいは賃金総額の状況、これらについては不明でございますので、未手続事業を含めた場合の保険料として徴収すべき全額が定まってまいりませんので、なかなかこれらを含めた収納率がどの程度になるかを算出するという事は困難であるという状況でございます。

なお、のご質問にありました「職権による保険関係の成立の状況等について」は次の質問とも関連するので、そちらでお話をさせていただきます。

いずれにしても、全体の未手続事業数を正確に定量的に把握することはなかなか難しいわけござい

ますが、個別の未手続事業をむしろ地道に把握していくということが適用の促進に当たっては極めて重要でございますので、監督署や安定所の窓口業務ですとか、あるいは商工会議所会員名簿等を活用しまして未手続事業の把握に努めているところでございます。

続きまして4ページ目でございますが、労働保険の適用促進のための制度・仕組みについてでございます。この適用促進のための取り組みといたしましては、先日もご説明をさせていただきましたように、まずは、今申しましたように、個別具体的な未手続事業を的確に把握するということが重要でありますので、それに努めますとともに、広報活動の充実、あるいは文書、電話、さらには訪問によりまして加入勧奨を行いまして加入促進に努めているところでございますけれども、これらの対策とあわせまして、届出の促進を図る仕組み・制度としてどのようなものがあるかということにつきまして列挙をさせていただいたものがお手元の4ページ目の の内容でございます。

具体的には、ここにありますように、5点ほど掲げさせていただいております。

まず1点目は、アにありますように「職権による保険関係成立手続」という仕組みでございますが、再三の適用促進活動によっても成立手続をとらない悪質と思われる事業主につきましては、行政機関による職権により保険関係成立手続を行いまして、かつ、その事業所の保険料を行政の権限によって認定決定と、行政処分によって決定するということをしております。

それから、イの「追徴金」でございますが、これは未手続の事業所も含めまして、確定保険料を申告しなかったために行政側で認定決定した場合におきまして、事業主から労働保険料の10%を追徴金として徴収することとしております。

3点目、ウで「費用徴収」という制度がございます。これは、事業主が故意又は重過失により労災保険に加入していない期間に労災事故が生じて保険給付がなされた場合におきましては、事業主から、労働保険料のほか、保険給付に要した費用の一部分を徴収する仕組みとなっております。

第4点目のエでございますが、「雇用保険に係る被保険者資格取得届等未届者への罰則」ということでございます。労働保険は、この前もご説明させていただきましたように、労災保険と雇用保険の総称でございます。したがいまして、一元的に手続きをしますので、労働保険の成立手続をしていないということは雇用保険にも入っていないということになりますので、そうした場合に雇用保険被保険者資格取得届等の届出も当然なされていないことにもなりまして、そういった場合につきましては、6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金ということになってございます。

第5点目のオでございますが、「立入検査を拒んだ場合の罰則」ということで、未手続の事業主につきましては、アで述べましたように、保険料の認定決定をすることとなります。その際に申告が正しくなされているかにつきまして調査するために立入検査を行うとするわけでございますが、これを拒んだ

事業主に対しまして、6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金というものが科せられているところがございます。

なお、お尋ねの「職権による保険関係成立手続の実績について」でございますが、保険関係成立手続がなされた事業のうち、職権による保険関係成立届のなされた事業のみの統計数字はちょっと把握していないところでございます。ただ、未手続事業の解消につきましては、今申しましたように、日ごろから粘り強く取り組んでおるところでございます。その成果としての成立手続がなされたものも含めまして、全体では、平成12年度で約30万件、13年度で約28万件の新規の成立手続がなされたところがございます。

八代主査 途中ですけれども、その30万件の中には、自発的に加入した事業所も入っているわけですね。

羽毛田課長 そうですね、30万件の中には入っております。

八代主査 そうではなく、肝心の悪質な事業主については是正した数字というのは全く把握しておられないのでしょうか。

羽毛田課長 全体的に把握しているということです。

八代主査 何件是正しましたという数字は全く報告しなくていいわけなのですか。

羽毛田課長 現時点ではそのようになっております。

八代主査 なぜそうなっているのですか。

羽毛田課長 そういう手続き面での報告はありません。

八代主査 報告義務がないのですか。

羽毛田課長 義務といいますが、そこら辺をこちらの方から求めるということは今はしていないということでございます。

八代主査 そうしたら、全くやっていない可能性もあるわけですね。

羽毛田課長 正直言いまして、これは低調な部分があると思っております。

八代主査 低調というのは、実際には非常に少ないという意味ですか。

羽毛田課長 やはり、できるだけ加入勧奨をして、できそうなところをまずやっていくというふうにしておりますものですから、なかなかそこまで手が回っていない状況がございますので、今後はここに力を入れていきたいと考えております。ただ、ちなみに、この前お話ししました事務組合を活用しまして加入勧奨活動をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、自主的に入ったというものではございませんで、加入勧奨活動の結果というものが報告されておまして、例えば、12年度では約4万7,000件、13年度で約4万5,000件ということになっております。

八代主査 しかし、それはいわばセールスみたいな形で行って、それに対して向こうが応えてくれた場合で、別に悪質なケースではないわけですね。

羽毛田課長 その際には行政とも連携しておりますけれども、何とか入っていただいた方でございます。

八代主査 ただ、法律で明記されている強制保険の加入に関して、当局がなぜそのように下手に出なければいけないのかよくわからないのですが。法律できちんと6カ月以下の懲役とか30万円以下の罰金とかきちんと罰則があるにもかかわらず。逆に言えば、これまでほとんど統計すらないぐらいこういう制度というのは活用されていなかったということでしょうか。

羽毛田課長 全然活用されていないというわけではないのですけれども、少なくとも、今申しましたように、低調ではあったということは我々は感じております。

八代主査 それと、やはり、統計の性格上、具体的な数字は難しいにしても、かなりの未加入者がいるということとは、当然、密接な関係があると考えられるわけですね。

羽毛田課長 そちら辺は個別具体的な事業所の把握をまずはやって、積極的に勧奨していくということで努力しているところでございます。

八代主査 それから技術的なことですが、追徴金と費用徴収との関係なのですが、確定保険料を申告しなかったときは、10%の割増金が、いわば所得税の加算税のようなものが課されるのですね。それで、仮に労災に入っていない事業所で事故が起こって保険給付がなされたときは、その保険給付に要した費用の一部を徴収という場合にも加算税が課されるのですね。

羽毛田課長 はい、そうです。

八代主査 その一部分というのはどれぐらいなのですか。何%とかという形では。

羽毛田課長 最大で40%です。

八代主査 その最大か最小かというのはどういう基準で決められるわけですか。何かそういうルールを決めたものがあれば、それは後でいただければありがたいのですけれども。

羽毛田課長 わかりました。

八代主査 すみません、それでは続けてください。

高橋課長（労災補償部労災管理課） それでは、の「労災保険・労働福祉事業関係」でございます。

資料は5ページ目に条文をつけてございますが、労災保険法の29条に、「政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、労働福祉事業として、次の事業を行うことができる」と。この保険というのが労災保険のことでございまして、1号～4号まで、1号が社会復帰を促進するために必要な事業、2号が被災労働者、その遺族の援護を図るために必要な事業、3号が労働者

の安全及び衛生の確保のために必要な事業、4号が労働条件の確保を図るために必要な事業ということで、列挙されてございます。

その主な中身が6ページでございます。被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業としまして、労災病院の運営とか、義肢・義眼・車椅子、これは被災労働者の補装具の支給などを行っております。それから、被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業ということですが、これは、労災年金受給者に対しまして、子弟に対する就学等援護費の支給などを行っております、それから、要介護者のための労災特別介護施設の運営ということも行っております。3は、これはまとめて、安全及び衛生の確保のために必要な事業ということで、労働災害防止対策を講じているということでございます。4は、適正な労働条件の確保を図るために必要な事業としまして、未払賃金立替事業の実施等を行っております。

こうした労働福祉事業を労災保険で行う必要というのは幾つか観点があるわけでございます。

1つは、労災保険というのは、本来の目的は、被災労働者の稼得能力の填補を目指していると、これが重要であるということでございますけれども、保険給付の方では、性格上、画一的、定型的に稼得能力を填補するというふうになっていきますので、そういった保険給付だけでは被災労働者の個別具体的な事情に必ずしも応ずることが困難ではないかということございまして、その個別具体的な必要性に応じて、例えばこの補装具を支給するとか、労災就学援護費を支給するとか、そういった個別具体的な必要性に応じて、保険給付と同様、事業主の責任で稼得能力の填補としての適切な措置を講ずる必要があるというのが1つでございます。

それから、被災労働者の特に早期社会復帰を図るということですが、これによって労災診療費、労災医療費の節減が図られるということがございまして、それだけではなくて、労働力の維持という点で、我が国の産業社会、保険料を拠出していただいている事業主の方たちにとっても望ましいものではないかというふうに考えています。

それから、労働者の安全及び衛生の確保を積極的に講ずるということで、労働災害の防止を図ることは本来は事業主の責任であろうということと、それから、そういった労働災害の防止によって保険給付が抑制されるということになりますれば、その結果、保険料率の引き下げも可能となるというふうに考えられると。

それから、賃金未払いの処理と適正な労働条件の確保、これも本来は使用者の責任・負担において処理すべきものであって、広く使用者の連帯責任で処理すべきものであると、こういった考え方によるものでございます。

こういった労働福祉事業につきましては、労働福祉事業に関する懇談会というのを設けておりまして、

日本経済団体連合会などの労災保険料を負担している事業主の団体との間で意見交換をして、運営のあり方というものを意見交換してございます。それから、当然ですが、法令の改正にかかわる場合などは審議会に諮り審議されるということで、真に必要なものとなるように随時精査・見直しを行っているところでございます。

その収支関係なのですが、保険給付費と同じく労災保険料収入等を財源としておりまして、特に別立てで保険料を徴収しているわけではございませんので、労働福祉事業に係る収支という観点ではそういうものはないということでございます。

八代主査 保険料は福祉事業についても一体で取っているのでしょうかけれども、支払側は当然別立てになっているわけですね。

高橋課長 そうです。

八代主査 その資料はどこにあるのですか。

高橋課長 ちょっとご用意していないのですが、また後ほど追加的にそれは。

八代主査 ただ、こちらは収支を教えてくださいということを行っていますので、福祉事業に関して収入が分かれていないから支出面も出さないというのはかなり狭い解釈ですね。保険料は労災本体とを区別できないとしても、支出部分は出して然るべきではないでしょうか。

高橋課長 わかりました。それは資料を用意いたしますので。

それから、労災病院のことでございますけれども、これは次の7ページをご覧くださいながらご説明をしたいと思います。労災病院は、ご承知のとおり、じん肺とか産業中毒とか振動障害、最近ですとメンタルヘルスとか脳、心臓疾患などの労災疾病についての高度専門的な医療の実施を行うと。こういったことに加えまして、これらの研究機能を担う中核病院を中心に再編して、中核病院とその他の労災病院との間で、労災疾病についての症例の集積とか治療方法や予防策の研究開発、情報の共有等の面で全国的なネットワークを構築できるようにしていきたいと考えております。この際、再編の対象外となる労災病院につきましては、労災病院としては廃止することとなりますが、地域医療機関として必要なものについては民営化または地方・民間委譲を進めることとしております。こういったことが、このお手元の、一昨年の「特殊法人等整理合理化計画」、閣議決定されたものでございますが、その労災病院業務についての方向性が示されてございます。

労災病院の再編につきましては以上のような考え方にに基づき今後具体的に検討しまして、今年度中に、できる限り早く具体的な再編計画を策定したいというふうに考えてございます。

八代主査 労災病院の見直しについては、13年に閣議決定されて、その後、検討は進められてきたのではないのですか。

高橋課長 まず、この黒丸に「独立行政法人とする」というのがございまして、昨年の秋の臨時国会に、この「労働福祉事業団」を「労働者健康福祉機構」として独立行政法人化する新法の設置法が成立いたしました。この独立行政法人化は16年4月1日でございます。それまでに、新たな独立行政法人の立ち上げに当たって、厚生労働大臣が独立行政法人の中期目標を示すということになってございます。それを受けて独立行政法人の方は中期計画を策定するという段取りになっておりまして、その厚生労働大臣が示す中期目標の中にできる限り具体的な労災病院の再編計画を盛り込みたいということで、今、鋭意検討しているところでございます。

八代主査 そうすると、具体的な目標ができるのは、対象が決まるのはいつになるのですか。

高橋課長 今年度中に。

八代主査 わかりました。

伊藤室長補佐（監督課労働条件確保改善対策室） つきましては、の労災保険の労働福祉事業の中でご説明申し上げたとおりでございますが、若干補足させていただきます。

この制度の仕組みにつきましては資料の8ページに概要を出しております。ここにありますように、この制度は企業倒産によって賃金未払のまま退職した労働者に対して未払賃金の一部を立替払する制度でございます。これは、賃金支払責任につきましては労働基準法の24条によって支払わなければならないと定められておりますけれども、倒産等の場合には実質的に救済がなかなか図られない面もございましたので、昭和51年にこの制度ができました。その際に、この賃金支払は本来は事業主の責任に属するものですから、費用の負担を一般国民に求めることは適当でない、事業主の連帯による公的な保険方式によることがふさわしいという観点で、既存の保険制度を活用することが簡素・合理的でもあるということございまして、先ほど申し上げたように、労災保険の労働福祉事業として実施されたわけでございます。

八代主査 これがどれぐらい労災保険の財政を圧迫しているのかとか、そういう数量的な数字はないのですか。

伊藤室長補佐 一応予算を立てておりますので、国の予算の中で。

八代主査 予算だけなのですか、決算はないのですか。

伊藤室長補佐 決算もあります。

八代主査 大体どれぐらいなのですか。

伊藤室長補佐 規模は……。

八代主査 それは後ほど数字で出していただけますか。当然ながら倒産がふえていますから、最近特に急速に数字がふえているだろうというふうに思えるですけれども、一番新しいのは何年の決算ですか。

決算、予算、両方について、最近年次までの数字をよろしく願いいたします。

藤永課長補佐（総務課総務・広報担当） 続きまして ですが、ご質問の趣旨は、11年度の特別会計予算によるとされる 4,731人の定員と11年度の行政監察報告にあります労働保険の適用・徴収、労災保険の認定・給付従事者 3,444人の差についてだろうと思います。結論から申し上げますと、今ほど来説明のありました労働福祉事業に関わる、特に3号、4号の労働災害防止なり、未払賃金の立替払、労働条件関係ですが、それに従事している大半は労働基準監督官になろうかと思っておりますが、その部分は行政監察報告では含まれていません。行政監察報告では、正確に適用・徴収・給付の関係を積み上げていったものです。したがって、その差は、今申し上げました労働福祉事業の従事者と、本省にも労災保険の企画、立案、指導をする定員が当然おりますので、その差でございます。そういう意味で労災保険制度の人員費は特別会計で全部賄っているということになります。

八代主査 ただ、本省にいる人も労災だけやっている人と両方やっている方は当然おられるわけで、そういうのはちゃんと郵政三事業のように按分しているということですね。

藤永課長補佐 そうですね、一般会計と振り分けてあります。

八代主査 本省の分が幾らになっているかという数字があれば教えていただきたいと思います。

藤永課長補佐 わかりました、お届けします。

南室長（労災補償部労災保険財政数理室） 次に10ページでございますが、労災保険率の算定根拠ということで、「労災保険率設定の基本的考え方」について取りまとめたところでございます。

労災保険の労災保険率は、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬとされておりまして、事業の種類は今51ございますけれども、その事業の種類ごとに、過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率、労働福祉事業及び保険事業の事務費の予想額を考慮して今は定めておるところでございます。

具体的には下の表のような形で考えておりまして、一応、保険給付を短期給付と長期給付に分けておりまして、事業の種類ごとに、短期給付については、一定期間の収入と支出を均衡させる考え方で決められておりまして、長期給付については、災害発生時点の事業主集団から年金給付、年金は20年なり30年というふうな長期にわたってお支払いをしているものでございますので、その年金給付を要する費用を将来給付分も含めて全額徴収する考え方を基本としております。それは私どもでは「充足賦課方式」という言い方をしているわけですが、その方式は平成元年度から採用しておりまして、それ以前は実は6年分しか徴収していないというような状況もございましたので、その不足分がありまして、それはいわゆる「過去債務」という言い方で全業種から均等に賦課させていただいているところでございます。それ以外に非業務災害分、これはもっぱら通勤災害に係る費用でございますけれども、その料率。

それと、労働福祉事業なり、事務の執行に要する費用を加えたものを全体の労災保険率としているところでございます。

労災保険率については、労災保険料を負担する事業主の代表にも参加していただいている労働政策審議会の方でのご審議、答申を経て、設定しているところでございます。

それから、8の「インセンティブが働く仕組み」ということで、資料の11ページに、労災保険の仕組みとして「メリット制度」というものがございます。

まずメリット制の概要についてご説明申し上げますと、下の方に要件を書き述べておりますけれども、一定の要件を満たす事業について、個々の事業の労災保険の収支率、これは個々の事業ごとに計算しているわけでございますけれども、それに応じて労災保険率や労災保険料の額を増減させている制度でございます。これは、最大、継続事業でプラスマイナス40%、有期事業ではプラスマイナス35%ということでございますけれども、それで事業主の負担の公平性なり災害防止努力の促進を目的としてこういった制度を設けているところでございます。

それで、インセンティブが働いているかの検証ということなのでございますけれども、なかなか数字的に検証するのはかなり難しいということございまして、過去にこの制度についての事業主の意識調査をしたことがございまして……。

八代主査 すみません、意識調査はこちらの関心と関係ないもので省いていただけますか。こういう保険料を適正に定めるためには当然事故率というのは計っておられるわけですね、業種別に。そのデータは公開されているのですか。

南室長 『事業年報』等に記載しておりますので。

八代主査 ただ、非常にあれは確か粗いデータだと思うのですが。とにかく、規模別とか、例えばサービス等、職種別には書いてあるのではしたよね。

南室長 職種別とか規模別には分かれておりませんで、産業の種類だけに分かれております。

八代主査 そうすると、ただ産業と言っても、例えばサービス業1本という形ですか。

南室長 サービス業であれば「その他各種」というところで。ですから、ちょっと幅が広いような区分になっておりますけれども。

八代主査 そうであれば、例えばオフィスワーカーのようなほとんど事故があり得ないような人が過大に取られているという可能性は十分あるわけですね。

南室長 それだけとらえればということですが、保険集団として、例えばその他の各種であれば医療とか旅館とか何かを含めて全部やっておりますので、それで危険分散を図っているという考え方でございます。

八代主査 ただ、このメリット制の本来の意味というのは、事業主のインセンティブに働きかけて、事故を起こしやすいところの保険料を上げてできるだけ事故を減らさせようとする。そうすると、余り大きく業種を区分し、所得再分配を重視すると、事故防止へのインセンティブはそれだけなくなりますよね。これは、できるだけ保険集団を幅広く取って労働者を守ろうという意図なのか、できるだけ事故をなくすために事業主のインセンティブを働かせようというのか、どっちが大きいわけですか。

南室長 制度の趣旨としては、いわゆる災害防止努力を促進させたいという。

八代主査 後者ですよ。であればもっと細かくしないと意味がないという議論はなかったのですか、今までに。もっと業種というか保険料を細かく分けて見ないと、そういう本来のインセンティブが働かないのではないかと。

南室長 そういった議論はしたことがないといえますか。

八代主査 それから、通勤災害は全然別になっているのですね。こういうメリット制の対象外になっているのですね。それはなぜですか。

南室長 メリット制の対象は業務災害ということで、事業主の災害防止努力が望む範囲を対象としておりますので、通勤は事業主の管理下から離れているからということで、それについてはメリットの対象からは外していくということでございます。どういう経路で通われるかはわからないので、それは事業主が管理できないということで、それについてはメリット制の対象からは外すということでございます。

八代主査 現に、事業主がわの要望では通勤災害も入れてほしい。例えば、地方でごく短い距離から通勤する人ばかりの事業主と大都会のように長距離通勤をするところでは当然通勤災害の事故率も違うわけで、そこはやはりそういう要望もあると思うのですが。

それから、肝心のメリット制を算定するときに、リスクとの見合いというのはだれが決めておられるのですか。内部で決めておられるわけですか、それとも何か審議会に諮ってやられているのですか。

南室長 それは、個々の事業所の保険の収入とその事業所で起きた事故によって支払われた保険給付額、過去3年間でございますけれども、それを計算しまして、一定の区分に従って増減率を決めていると。それは機械的にやっているというところでございます。

八代主査 収支でやっているわけですね。

南室長 考え方として、この11ページの真ん中に、メリット収支率は個々の事業所ごとに計算しているわけでございますけれども、その収支率の高低によって増減幅を変えていくと。

八代主査 事務局は、どうですか。

杉本室長補佐（総合規制改革会議事務局） 資料の10ページなのですが、長期給付分につきま

して、今は恐らく割引現在価値か何かに戻されて計算されていると思うのですけれども、例えばその割引現在価値の計算はどのように行われているのですか。

南室長 率はいろいろ年が経ることによって変わってきますので、一応今のところは2%で計算しております。

杉本室長補佐 期間については、例えば平均余命や平均寿命、平均給付期間などで算出しているのですか。

南室長 現価率が2%です。平均受給期間みたいなものは、私どもは長年年金給付をしておりますので、何年から始まって何年くらい支給されて、失権というのが死亡されて給付される権利がなくなるわけですけれども、それで一応平均的な受給期間を計算しております。

杉本室長補佐 この辺の具体的な算出方法、数値的なものでこういったものというのは出せませうでしょうか。

八代主査 何か過去の経験でというのは随分大ざっぱな話のようですが、やはり年金計算をするのと同じようなやり方でないと危ないのではないですか、寿命はどんどん延びていくわけですから。

南室長 それは、当然、完全生命表が書き換えられるたびごとにどのくらい残られるかというのは計算していますが。

八代主査 この過去債務が本当にきちんと計算されているかどうかで、今は労災は黒字だそうですが、実は年金と同じように本当は潜在的な債務がかなりあって、それを合わせればどうかかわらないという問題はあるわけですね。

南室長 労災の場合はそれはございません。

八代主査 それ自体が余りきちんと専門家のようなアクチュアリーに基づく保険料計算ができていないのではないかという批判があるのですが、とにかく情報を公開してもらわないと本当に今の財政が大丈夫かどうかというのはわからないので、これは年金局にも言えることですが、保険料算定の基礎となる情報が年金ほどもないというのが現状ではないか。

今日は社会保険の方もあるので、とりあえずはこれでいいのですが、ほかの方で今のところについて何かございますでしょうか。

安念専門委員 福祉事業について伺いますが、なぜ直営しなければならないのですか。私は、常識的に考えれば、これらについては給付というケアをすること自体が大切だというのはわかるのですけれども、キャッシュで渡して後はマーケットでサービスなり何なりを調達させればいいだけの話であって、別に自分で直営してやる必要は全くないというか、それは常識的に考えれば非効率的であるのはほとんど自明のことではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

高橋課長 正確に申し上げると、直営でやっている部分と労働福祉事業団に行わせている……。

安念専門委員 同じことです、私が申し上げているのは。

高橋課長 公的部門でなぜやるのかという。

安念専門委員 もちろんそうです。

高橋課長 それは、国のそういった職員を活用してできる限り効率的にむしろ行おうというそういう趣旨だと思うのですけれども、それ以外にも、全部直営というわけではなくて、民間への委託事業というのも当然この労働福祉事業の中で行っておりますので、適宜必要に応じてそういった民間を活用しているという状況でございます。

安念専門委員 それに根拠があるかということ伺っているわけです。つまり、キャッシュだけを渡して、後はマーケットでサービスなりグッズを調達させた場合にかかるコストと、今の方式によるコストとは、当然コスト計算はなさっているはずなのですよ。当然でしょう、それは。強制的に徴収しているお金を使っているのですから、コスト計算がなされていないはずがないと私は思うので、それをきちんと国民に示す義務があるだろうと私は思うのです。

高橋課長 残念ながら、その辺のところの計算というのは実は厳密にしているわけではなくて……。

安念専門委員 厳密にしていないのなら効率的だということは言えないわけでしょう、今の方がいいという、少なくとも証拠はないわけですよ。

高橋課長 証拠がないというか、国の人員組織を活用して実際にやっている部分の方が効率的であるということなのですよ。

福井専門委員 だから、公務員を使う方がより国民経済的に望ましいのだ、それは国民負担を増大させるだけではないかということなのですよけれども、それはどうしてそう言えるのですか、というのが安念委員の質問の趣旨です。

高橋課長 現状ではすぐにはお答えできないのですけれども。

福井専門委員 理論的でも実証的でもいいのですが、後ほど回答をいただけませんか。

高橋課長 持ち帰らせていただきたいと思いますけれども。

福井専門委員 持ち帰るのではなくて、回答をいただけませんか。それは回答できないという意味ですか。

高橋課長 私もその事務を勉強しているわけではないので、持ち帰らせていただきます。

福井専門委員 だから、政府としてお金をかけてやっている以上、このような質問に答えられないということは前提としてあり得ないと思いますから。要するに、今おっしゃったような、公務員を活用して行う今のやり方の方が、安念委員が指摘したような、民間なり、あるいはパウチャー的な考え方より

もより効率的であるという命題を論証する資料を後ほどいただきたいと思います。

高橋課長 実は、私は労災管理課長ということで来ているのですが、労働福祉事業はいろいろと担当課が分かれていまして、私の責任で統一的に全部こうこうこういう理由でこっちの方が効率的なんだとかこういう理由なんだというのはちょっとお答えできないものですから。

福井専門委員 では、上司に相談されて省としてお願いします。

労働基準局 ですから、そういう意味で持ち帰らせていただきたいというふうに申し上げたのですけれども。

八代主査 今の、既存の公務員を活用するという意味では、この労災関係の福祉事業では少なくとも新規採用はされていないわけですね。

高橋課長 そういうことではなくて、例えば保険給付にかかわる例えば労働基準監督署の職員を活用していると。要するに、本来の保険給付の事務を行っている職員が労働福祉事業の事務にも携わっていると、そういう意味でございます。ですから、専門にこの事務を行うためだけに採用しているということではございません。ただ、先生のお尋ねの、例えば特殊法人になぜやらせるのだというお尋ねがございますけれども、それについてはそれぞれ各担当課がございますので、それは分析していただいたのですけれども。

八代主査 あと、ちょっと細かい話ですけれども、この労災関係で見るとかなりの資産がありますね。13年度に労働保険全体で資産が7億ぐらいあるのではしたね。

南室長 労災保険だけの積立金は約7兆4,000億円でございます。

八代主査 これはどういうポートフォリオで運用されているわけですか。

南室長 これは資金運用部に全額預託することになっておりまして、そちらの方で運用していただいているところでございます。

八代主査 これは、預託するときに現金という形で資産に計上されているということですね。とにかく、全額資金運用部で運用して、利子をちゃんともらっているということですね。

では、社会保険の方もありますので、労災は。今日のところはとりあえずこれで。先ほど幾つか質問をさせていただいた点について、速やかに資料等をよろしく願いいたします。

では、労災関係の方は結構ですので、どうもありがとうございました。

福井専門委員 ちょっといいですか。今日配られているこの「あきれた労災保険でたらめ経営」という『選択』の記事なのですが……。

八代主査 それはこちらの参考資料として配布しただけですので。

八代主査 労災で一番最後の点が抜けていました。この給付データというのはいただけるのですか。

南室長 給付データについては災害の発生年度別の給付データみたいなものは集計しておりませんので、ご提供できないのですね。

八代主査 では、どういうデータがあるのですか、逆に支出面については。

南室長 その年度にどれくらい支払われたかということで、いわゆる『事業年報』に載っているデータはございますけれども、発生年度別みたいな時系列的なものは集計はしておりません。

安念専門委員 それで過去債務・将来債務がない、そこで言い切る根拠というのがよくわからないのですけれども。

八代主査 これがないと過去債務・将来債務は推計できないはずなのですよ、災害年度別のがなければ、ある年に一時的な原因によって労災がふえたのか、例えば台風とか何かがあって、そうでないかわからないから。とにかく、公開してもらえないのか、もともとデータがないのかよくわからないのですが、どちらにしてももう少し保険である以上はきちんとその支出を押さえなければ管理はできないのではないかと思うのですが。これは公開されていないというだけなのですか、それとも、もともとデータがないのですか。

南室長 もともとデータが発生年度別にはないということです。過去債務の問題については、13年度末では7兆3,900億円という言い方をしておりますけれども、年度末現在の年金受給者は約22万人おられるわけでございますけれども、それにかかる将来にわたる給付のために積立金というのを持っているわけでございますけれども、必要額は今は推計で7兆9,000億程度というふうに見ておまして、その差がいわゆる過去債務というようなとらえ方をしているわけでございます。

八代主査 その7兆9,000億と過去債務の推計の仕方をぜひ教えていただきたいと思いますが、推計根拠を。数字がある以上は当然その根拠があるわけで、それはよろしいわけですか。

南室長 わかりました。

福井専門委員 この『選択』の7月号の記事なのですが、中身は興味深いのですが、事実かどうかというのはよくわかりませんので、ここに提示された事実なり認識が正しいのか間違っているのかという点について、後ほど結構なのですが、資料をいただけませんか。

八代主査 では、社会保険の方、どうもお待たせいたしました。

薄井課長（社会保険庁総務課） 社会保険庁の総務課長でございます。私の方からは社会保険関係についてご説明をさせていただきます。

いただきました事項は8項目ございますけれども、～までは先日の議論の続きということだと思っておりますので、特段資料は用意させていただいておりませんが、私ども考え方をご説明させていただきます。

まず第1点目でございますけれども、未納事業所について一旦認定をした以上は労働者に保険給付を行うという現在の法体系では、一部の確信犯的な事業所が支払に応じる動機づけが存在しないのではないかと、一定の労働者保護を図った上で未納事業所に係る保険給付を行わない措置を導入する場合に問題はるか、こういうご質問でございます。

これにつきましては、先般ご説明をいたしましたように、現年度内に発生した保険料につきましては、基本的には期限内納入の励行、最後は強制力に裏打ちされた格好での納付、さらに、それでも従わないときは滞納処分、こういうことを的確に実施するというので、現年度の保険料につきましては、先日ご説明をいたしましたように、約99%の収納率ということでございます。一部の確信犯的な事業所が支払いに応じていないという前提でのこのご議論であるわけでございますけれども、実際には、余裕があって払わない、払わずに済ませようという意図を持って払わないというふうな事業所があるということではございませんで、実際には、強制徴収をしまえばつづれるようなところを現実には社会保険の方は相手にしているということでございます。払いたくないから払わないというところはないというのが現実の姿だと思います。

こういうふうな状況の中で徴収確保のためにどれぐらいのことをやっているかということでございますけれども、現在の規定の中で99%の収納率を達成できているということを考えますと、事業所が未納である場合に、被保険者が預かり知らない事業主の滞納によって保険給付が行われなかったということになりますと、これは労働者の保護にもとる、被保険者の保護にもとるというふうに考えているところでございます。

八代主査 そこで、99%というのは加入者のうちの比率で、膨大な未加入者が別途あるわけですね。逆に言えば、加入している人はほとんど全員かもしれないけれども、本当の悪意の人は加入さえしていないわけですね。

薄井課長 ですから、その適用漏れの話は、これはそもそも適用漏れをきちんと捕まえて、これは今日のご質問には具体的にはないと思ったのですけれども、先日もご説明いたしましたように、適用漏れ事業所をどうやって減らしていくか、労働保険との突合も含めてこれはやっていくと、こういうことだと思っています。それがないということは私も申し上げません。

奥谷委員 以前に、加入していない企業を公表するという形にすると加入していない企業に対するデメリットが生じると、だから公表しないというようなことをおっしゃっていましたよね。そういった確信犯を含めて加入していない企業をきちんと公表するということが当たり前のことで、それが企業にとってメリットであるかデメリットであるかなんていうことよりも、基本的に入るということが当たり前のことであって、それに対して入らぬ入らないということを厚労省側が考慮する必要性はなくて、加入企

業に対してきちんと例えば加入ナンバーみたいなものを、例えば派遣法なんかですと派遣労働者の認可としてナンバーをきちんともらわないといろいろなものにも書けないわけですから、そういった加入ナンバーみたいなものをきちんと出すとか、そういう明確化された加入されているかされていないかというのが一般の労働者にとってもわかるような形をとるといってお考えはないのでしょうか。

薄井課長 基本的に、各種調査なり、あるいは個別のご相談で、本来適用すべき事業所が適用漏れになっているというふうなものがあれば、これは後々の手続もございますからもちろん事業主の理解を得てというのが一般的な姿でございませうけれども、これは適用していくということになっています。ただ、個々の事業所ということをとらえました場合、そこで働いている労働者の就労の実態とかそういうことを含めまして、その事業所が適用事業所になるかどうかというのはケース・バイ・ケースでございませう。例えば法人登記があるとか、あるいは事業所の営業所の登記があるとか、そういうことだけでそこが適用事業所になるということではございませうので、そういうふうな状況の中で、ここは1つの価値判断を含む上での話を公表するということについては、慎重に検討する必要があるというふうに私どもは考えております。

福井専門委員 公表するというのは、むしろ、公表することによって、仮にこれは払わないことにすると、そういう未納事業所については年金を払わないということにするとしたときに、最終的によくわからないで困るのは労働者です。だから、労働者をむしろ保護するために、この制度の受益者を保護するためにこそ、公表しておかないとうまくいかないという考え方もあり得るわけです。どうしてそういうふうにはできないのですか。

薄井課長 ですから、先ほども申し上げましたように、個々の事業所が適用対象になっているかどうかというのは、それぞれの就労の実態、事業の実態というところに絡んでくるわけでございませう。ですから、そういうふうなことを踏まえた上で、もしそこで、ただしこれは適用すべき事業所であるということが私どもにわかり、それが漏れているということであれば、これはきちんと事業主に理解をしていただいて、届出をしていただいて、各種のことをやっていただくということで、これはやっているということではございませう。

福井専門委員 だから、理解してもらおうかどうかではなくて、本来は適用事業所なのに払っていないというのは事実ですから、そういう事実があることを労働者にも世間にも公示すれば、それは払うインセンティブになるのです。どうしてそうできないのですか。

薄井課長 ですから、これも繰り返しになりますけれども、そもそも適用事業所であるかどうかというところが、実態としてそれぞれのケースケースで変わってくるということ。もしそこで適用事業所であるというのは、私は事業主の理解ということで申し上げましたけれども、本来、適用されるべきもの

であれば、これは私どもとしてはきちんと適用していくというのが大原則でございます、わかればそうやっていくということでございます。

福井専門委員 さっき、払えば潰れそうなところは取れないと言いませんでしたか。そういうところを見逃しているというのと今おっしゃっていることは全然矛盾しているのではないですか。

薄井課長 見逃しているということを申し上げたわけではなくて、基本的に、そういうところについても、これは後ほどの説明と関係いたしますけれども、滞納処分という手段は最後の手段としてございますが、それを使いながらやはり事業主に納付のインセンティブを持たせていって現実にやっているということでございます。

福井専門委員 そういう手間のかかる重装備の強制措置を発動しなくても、要するに、払わないということで結局労働者に逃げられるというようなリスクがある制度に仕組みを組んでおけば、事業所としては払うインセンティブを持つわけです。それをわざわざ減多に使い道もないような重装備の強制執行などというもので担保して、結局は使っていないというのと、どちらがいい制度ですかということです。

薄井課長 その適用につきましても、実際に確かに適用漏れがないとは申し上げませんと私は申し上げましたけれども、それがあるのは事実で、実際的にあるということは現実の姿としてあると思いますけれども、基本的には、先般ご説明いたしました、適用段階での各種の措置、徴収段階での各種の措置、これらによりまして基本的には事業所の適用というのはきちんとしていくということでやれていると。重装備とおっしゃいましたけれども、そういうふうな法的な仕掛けの中で、大部分の事業所、大部分の被保険者につきましては適正な届がされていると。

福井専門委員 大部分かどうかではなくて、払っていない事業所だけを今問題にしているのです。数が、比率が多いかどうかということと公正さとは何の関係もないのです。現に払っていないところがあるとして、そこに払わせるのが妥当だという政策判断を認めるのであれば、そういう前提のもとで最も安く効率のいい執行手段は何ですか、ということを議論しているのです。

薄井課長 お言葉を返すようでございますけれども、基本的に現在の仕掛けの中で、確かに重装備とおっしゃいましたけれども、それは1つの伝家の宝刀的なところがあるわけでございますから、もちろん具体的に適用をきちんとやっていくというための手段、手法については私どももいろいろと智慧を絞っていきたいと思っておりますけれども、現在の姿が決して非効率であるとか重装備すぎるとかそういうことではないと私どもは考えております。

福井専門委員 では、強制執行を行使しているのですか。

薄井課長 強制徴収は行使をいたしております。

福井専門委員 未納者の中で、強制執行を使ってやった人、使わないでまだ残っている人というのを

数字で教えていただけませんか。

薄井課長 ですから、そこは先日ご説明したように、被保険者レベルとかそういうことでのデータはないということでございます。ただ、例えば強制徴収とか滞納処分をこれだけやりましたという数字は先般お示したところでございます。

福井専門委員 もう一度質問しますが、後ほどでもいいですが、取らねばならないというまずその規範をもし認めるのであれば、政策判断として100%取るべきだという政策判断が是認されるのであれば、取るために最も効率のいい手段は何かというと、今やっておられるような、最終的には結局は発動されないかもしれない強制執行だけで取る手段と、取らないで放置して事業所がいわば居直ることが有利にならないように制度を仕組むというやり方と2つあるのです。後者をとってはいけないということの論拠を全く今はご説明になられていないので、端的にこのご質問に答えていただくような紙を後ほど出してください。今この場で幾らお聞きしてもお答えが返ってきませんから。

薄井課長 今のご議論というのは少し両方で議論が分かれていると思うのですけれども。おっしゃられたように、適用されている事業所についての議論なのか、まだ適用が終わっていない事業所についての議論なのかというのはあると思うのですね。ここの問いのご質問というのは適用されている事業所についての未納のお話、その場合は給付があるという議論でございます。それについてのお答えということで先ほど申し上げたわけでございますが、それにつきましては、被保険者の預かり知らぬところでの事業主の滞納によって給付をしないということにつきましては、これはやはり手段としての徴収確保のための今の滞納処分を担保として99%、これはもっと努力していかなければいけないと思いますけれども……。

福井専門委員 ちょっと前提が違うのです。被保険者の知らないところではないようにするために、だからこそ公表してはどうかというのがさっきからの一連の奥谷委員なり私の問題意識です。わかるようにした上で、そういう事業所であればそんなところで働く価値はないという判断をするかもしれないという前提となる情報を与えてあげた上で払わないようにすれば、労働者の保護に欠けることはないのではないですか。そういう前提での仕組みとどっちがよりましな制度ですかというご質問です。

薄井課長 私どもは、被保険者保護の観点からは、今の制度はバランスのとれたものであると。

福井専門委員 そんな理由のない結論を聞いているのではないのです。根拠を示して、後ほど紙で示してください。ただ結論を連呼されても意味がないではないですか。比較した上で、どちらの方がなぜ理論的に優れているのか、あるいは、実態上どうしてそういうことが言えるのかということをちゃんと検証していただきたい。

薄井課長 これはお言葉を返すようであれでございますけれども、私どもの適用事業所は相当数ござ

います、中身は千差万別です。それらに対して本当に個別に当たっていき、その中で私どもは仕事をしております。そういう中で、確かに定量的というかそういうふうなご説明になっていないかもわかりませんが、ケースをとらまえながら現実にはきちんと保険料を納めていただく、適用もきちんと届出も……。

福井専門委員 聞いていないことに答えないでいただきたい。要するに、今の質問はさっき繰り返したとおりで、公開でやっているのだから、ほかの方はよく趣旨がわかっているはずですから、関係ないことにお答えにならないで、今ご質問したことに後ほど紙でお答えください。

安念専門委員 今の法律が認めている徴収の制度でしっかりやっていただくというのが国民の要望だし、もちろん現に当局もそうしていらっしゃると思うのですが、それに加えて公表という手段もさらにあった方がいいのではないかとというのは極めて常識的な発想だろうと思うのです。しかも、滞納処分と違って、公表というのは比較的成本がかからないし、これも人によることですが、公表による心理的なインパクトというのはそれなりに大きいし、しかも最終的に保護されるべき労働者にも、うちの会社は保険に入っていないのかということがわかるという意味でも、いろいろな意味でコスト便益とかを考えると常識に見て大変よろしい手段ではないかと。だとすると、それもあると、それも使えるという仕組みにした方がよろしいのではないかと、極めて常識的な質問を私どもはさせていただいたと思うのです。ですから、その点は、もしそうなのだとだめだと言うのであれば、その根拠を、きちんとした数字なり論理で示していただきたいと、こういうことでございますよね。

福井専門委員 もう1つ、公表したときにはもう払わない、被保険者にも払わないという制度でなぜ悪いのか。こういうことです。

薄井課長 ですから、1点目の、今、安念委員がおっしゃった、公表することが1つの手段として考えられるのではないかと、私は今直ちにお答えは持っていませんけれども、1つのご議論として考えられる。ただ、一方で、今、福井委員がおっしゃられた、その場合に給付をしないということになりますと、これは制度の根幹に触れるものであるというふうに私どもは考えております。

福井専門委員 根幹に触れるかどうかをお答えいただく必要はないです。なぜそちらの方が妥当で効率的なのかということを経済判断を交えずに示していただきたいと言っているのです。これ以上はむだな議論はやめていただきたいのですけれども。

八代主査 例えば労働者保護の観点から必要だとか、とにかく、ロジックを明確にしてほしいということだと思いますけれども。

では、2番目をお願いいたします。

薄井課長 2点目でございますけれども、国税の確定申告書への保険料支払済証書の添付義務付け、

あるいは地方税、特に固定資産税の納付証明書の事業所からの徴収、こういったことをして税務当局との連携を図る、これによりまして担保資産を保全することによって未納時の強制徴収手段を確保するために具体的な支障を来す事情があるかということでございます。これは、国民年金の関係と、厚生年金、健康保険の関係とは分けてご説明をしたいと思います。

まず国民年金の関係でございますが、これも、先日、八代主査の方からお話ございましたけれども、現在は確定申告の手続の際に社会保険料控除額についての証明書類を添付させるということは義務づけをされておりません。ただ、国税はそうなのですけれども、実際に地方税のとき、地方税だけの申告をされる方のケースではそういう証明が求められるケースも実際には現場ではあるようでございます。それはそういうことなのですけれども、そういうことで現実の姿としては国年の保険料を未納している人が税の方では証拠書類は不要だということで社会保険料を控除しているとすれば問題ではないかというご指摘自体は私どもは理解はできます。ただ、これは税務当局の問題でございますから、私どもがこうすると言ってできる問題ではございませんし、また、実際に私どもは保険料を収納すると納付済みの領収書的なものを出しているわけですけれども、例えば毎月納める方だとそれをその都度保存しておかないと証拠書類が出せないとかテクニカルな問題はございますが、私どもとしては、税務当局に対して保険料支払済み証明書の添付の義務付けとかこういったことにつきましても、いろいろ条件整備も必要だと思いますが、要望を検討していきたいと考えているところでございます。

それから、健康保険、厚生年金の関係でございます。先般もちょっと不動産の差押えの話からこういうふうなお話になったと私どもは理解をしておりますけれども、基本的に、私どもの差押さえも国税徴収の例によるということやっております。国税徴収法の基本通達によりますと、差押えの対象となる財産の選択でございますけれども、徴収職員の裁量によるということになっておりますが、その中には換価に便利な財産であるということが求められている、それは徴収コストの効率性ということからも必要になってくると思います。

そういうことで、今現実に行われておりますのは、先般も若干触れましたけれども、1つは売掛債権とか銀行預金等の金銭債権というのが1つございます。それから、物の方なのですけれども、実際に差押えができ換価もしやすいというのは、自動車とか、パソコンも中古市場があるということでございまして、自動車とかパソコン等の動産というものが比較的換価がしやすいし価値もよくわかるということでございます。ということで、この2つ、金銭債権と自動車やパソコンなど、こういうことの差押えで対応して十分な効果を上げているというのが現実の姿だろうと思っております。

不動産の差押えは、かつては一番大きな担保手段だったのですけれども、今は不動産価額が下落しているという傾向ということで、競落されないケースもかなりあるということで、換価がなかなか容易で

はないということがございますし、実際にこの不動産が競落されたといたしましても、保険料を滞納するような状態になっているということになると、通常はいろいろな借金をしているということで、不動産にはもう抵当権等の担保権が結構ついているということがございますので、確実な回収を期待することは実際には困難だと。さらに、換価をする前には見積価格というのを決めなければいけません、これは不動産鑑定にかけなければいけないので、逆にコストもかかるということがございますので、実際に不動産の差押えというのはよほどきれいな不動産でなければ費用対効果に乏しいというのが現実の姿でございます。したがって、私どもとしては、税務当局との情報の交換といいたし、そういうふうな活用の可能性自体を否定するものでは全くございませんけれども、そのために固定資産税の納付証明書を徴収すると、全適用事業所について固定資産税の納付証明書を徴収する、市町村からもらうということは、そこまでの必要性はないというふうに考えているところでございます。

八代主査 そのときに、どうせ国税庁も差押えをするわけですよね、社会保険料を滞納するようところからは。何で国税庁と別々にその手続をしなければいけないのか。アメリカのようにもっと一体的にできないのでしょうかね、そこはやはり別組織だから難しいということですか。

薄井課長 でしょうし、それから、実際は私どもは国税と違って毎月保険料を取っているということですから、多分一番動きが早いというふうに自負しているところもでございます。

それでは、3点目でございますけれども、これも、先般、福井委員からご質問がございましたけれども、強制措置に関します客観的で一義的な発動基準を策定すべきではないかと、強制徴収措置に至るまでの最長期間を法定して、徴収しない現場の裁量権をその場合は制約をするという場合に問題が生ずるかということでございます。ご質問では、国年のうち富裕層に対して強制執行実行の記事を踏まえてご教示いただきたいということでございますが、こちらの方も国民年金と厚生年金と健康保険ではちょっと違ってくるのではないかと考えております。

まず、国民年金の関係についてご説明をいたしますと、国民年金の関係は、確かに6月14日の日経にこういう記事が出たことは事実でございますけれども、私どもとして滞納者から強制徴収をするという方針をかためて発表したとかそういう段階ではまだございません。ご案内のように、国民年金の被保険者でございますけれども、農業や自営業等の方ということございまして、収入が毎月定期的にあるという方でもないということでございますし、個々の被保険者の事情もさまざまであるということでございますので、もともと保険料の滞納がある都度督促をして強制徴収を行うというのは現実的ではないというのは、制度をつくったときからの仕掛けということになっております。

厚生年金の方は、滞納者に対する督促は保険者の義務ということではなければならないという規定になっておりますが、国民年金の方は義務ではなくてできる規定、督促をすることができるという形にな

っているということもそういうふうなことの表れであろうと思っております。そういう意味で、従来は、原則として25年保険料を納めていただいて、それが年金額に反映するというところでございますので、意義、役割に対する理解を求めて納付に結びつけるということを基本として昭和36年以降やってまいりました。先般もご説明いたしましたように、未加入・未納者につきましては、結局、制度に加入していただいて保険料を納めていただいて受給権につなげていくということが大切でありますから、催告状を年6回出すであるとか、電話とか、あるいは、職員なり国民年金推進員の個別訪問などによります納付督促と、こういったことを組み合わせて納付に結びつけるということでやってきておるところでございます。ただ、実際にこういうふうな働きかけにもかかわらず国民年金の保険料の負担能力がありながら納付義務を果たしていない方がおられることも事実でございますから、他の被保険者の納付意欲ということへの影響なども考えまして、過去数例やったことはございますけれども、強制徴収あるいはこの強制徴収を担保にしたような納付の督促といったことも検討していく必要があると考えております。

そういうことで、手法の1つとしてこれも私どもは今議論をしているところではございますけれども、実際に未納者が非常にたくさんいるということでございますし、それから、保険料額、時効まで2年ということを考えまして、年間大体16万円、その2口ですから32万円ということに2年の時効をさかのぼるとなりますけれども、ではこれを徴収するためにどれだけの手間ひま、コストをかけるのかということとのバランス論もございます。そういうふうな意味では、全員を対象とするということではなかなか難しいだろうということもございますので、どういうふうにすると世の中から見ると公平な形でそういうふうな対象者の説明ができるのかといったところも含めて、検討する際には整理していく必要があるというふうに考えているところでございます。

八代主査 途中ですけれども、日経新聞の記事は、まだ確定ではないけれども、今おっしゃったご説明だと、考え方自体は別に間違っていない。強制執行なんてとても全員にはできない、そうすると、富裕層に対してというふうに考えておられるということは事実なのですね。

薄井課長 これも1つの手段であると思っております。確定的なことでは申し上げられません。

八代主査 ただ、これは、逆に言うととんでもない考え方であって、富裕層に対して執行するということが富裕層でなければ執行されないということでむしろ安心されて逆効果だというふうに思います。国民年金の規定自体が先ほどのご説明だと厚生年金と比べて「できる規定」であって、事実上は任意加入に近いということを最初から認めているわけですね。つまり、厚生年金のように賃金から自動的に徴収されませんから、あくまで払いに来るのを待っていないといけない、しかし、払えない人もいるから督促も出さなければいけないではなく、出してもいいというに過ぎない。それから、時効までわずか2年ですから、2年見逃されていれば事実上は問題がないと。そういう意味では極めて強制力に乏しい

制度であると。国民年金が独立しているときは滞納していればもらえないということでもいいのですが、基礎年金ができてみると、結果的にその払わない人のかわりに厚生年金から基礎年金を通じてどんどん国民年金の方に所得移転が起こっているわけですね。ですから、やはりこの制度自体がもう破綻に貧しているということではないのですかね。

薄井課長 確かに今のある断面をとらまえると、主査がおっしゃるように、拠出金の分担というのが国民年金の未納者がいわばサラリーマングループにかかってくる。サラリーマングループだけではなくて、実はまともに保険料を納めている国民年金グループも同じように負担がふえているということになります。けれども、ロングタームで見ると、25年に達していないと給付が出ないわけですし、15年の滞納があった分は、仮に25年しか納めていないとすると、未納があった分というのは給付につながらないということですから、ロングタームで見るとバランスはとれているということではあるのですけれども。

八代主査 それは高齢化していないときの話で、高齢化しているときの賦課方式は、むしろ税金と同じような国民負担ですから、逆に言うと、未加入者はそうした負担を免れているという意味で積極的なメリットがありますね。

薄井課長 ただ、私もそれがいいと申し上げているつもりは全くなくて、そういうふうなことで、これはそうは言っても一人一人の国民を相手にするという仕事でございます。多分、各種の税なんかもやはり所得がある人を対象にするとかそういうことで、実際には比較的低所得の人にも万遍なく網をかけるという制度というのはそれほどないわけですよ、税金の方も。そういう意味では、私どもは、ある意味では地道な努力をやっていくということがまず大前提だろうと思っております。その地道な努力を担保するための1つの手段として、具体的にどういうふうな手法を考えるかはわかりませんが、こういうことも検討していくというのが現況でございます。

おっしゃられた中には制度論というかそういうのもございますので、そこはちょっとお答えを・・・。

八代主査 だから、地道な努力がうまくいくのであれば努力をしていただければいいと思うのですが、もともと努力しても無理な制度で、現場としては苦勞されているのはよくわかるのですが。

薄井課長 3の国民年金まで終わったのですけれども、もう1つの方の厚生年金と健康保険の方の強制徴収のことでございます。これは先ほどの議論の繰り返しのようになるのでちょっとあれなのですけれども、期限の法定ということについて申し上げますと、現在の姿というのはどういうことかといいますと、ある年度に発生した保険料につきましては、基本的にはその年度内に滞納処分を的確に実施するというのをまず大原則として、私どもも、保険財政のバランスということもございまして、基本的にはその年度の保険料は年度内に徴収しているということをまず基本としているというのをご理解いただきたい

と思います。

実際には2月分の保険料の納期は3月末になります。出納整理期間というのがございますので、実際には4月30日が前の年度分の保険料を受け入れる最終期日ということがございますけれども、この出納整理期間ぎりぎりのところまで滞納処分をちらつかせながらやっていくと。その段階で、年度末にこういうふうな滞納処分があるということで、4月30日あたり、あるいはその前の28日あたりには、こういうふうな滞納処分の話が来ているけれども、少し納める仕方というのについては、滞納処分ではなくて、こういうふうに計画的に払いますからとか、こういうふうなお話も現実には社会保険庁サイドに来たりするわけですが、そういうことに典型的にあらわれているように、年度内にまず納めていただくというのを基本的な考え方としてやっているということは事実だろうと。そういう意味では、現年度の収納率99%の数字にそこはつながっていると思っています。

今申し上げたように、別に事務所への相談とか、あるいは事務局にもご相談が来たりすることもあると思いますが、年度明けの資金繰りの目途が具体的に明確であって、保険料の納入が確実である場合などにつきましては、あえて年度内に滞納処分を実施するということが事業の継続を困難にするということとは不合理でございますので、こういうケースについて一般的に行うのは、滞納処分を実施することが可能であることをいわば背景にいたしまして、滞納事業主に対しては具体的な納入計画を出してもらい、約束手形等の有価証券を出してもらい、こういうことでその預託等を求めることによりまして企業を継続しながら保険料納付をきちんとしていただくと、こういうふうな手段を講じているということがございます。こういうふうな現状でございますので、滞納処分の実施に至るまでの期間を一律に法定することになりますと、逆に、今度は、期限を切ると、それまで待ってくれないかとかそういうふうな議論にもなってくる部分もございますので、私どもとしてはケース・バイ・ケースの状況を見ながら収納率をいかに上げていくかというのが重要であると考えていることをご理解いただきたいと思います。

それから、4点目でございます。いわゆる従業員から強制的に徴収した社会保険料を社会保険庁に納入しないことは、横領その他の刑法犯罪に該当するのではないかとございます。実際には最初からそういうケースがあれば、つまり、意図的に被保険者に社会保険適用ですよと、保険料を着服するということをして社会保険料を滞納するというふうな事態があれば、またこれは刑事法令の適用としてどう考えるかという議論はあると思いますが、実際問題としては保険料を滞納する事業主というのは資金繰りが悪化していて、従業員に対しての手取り分の報酬を支払うのがかつかつであるとか、こういうふうな状況であります。場合によっては給与自体もなかなかうまく払えていないと、こういうふうな状況があるというのが実態でございます。したがって、報酬から源泉徴収されることになる被保険者負担分の保険料に相当する資金の手当が十分についていないというふうな部分も実態でございます。

そういうふうな状況の中で、横領罪とかそういうふうな成立を論ずる以前の実態である部分というのは非常に多いのではないかというのが実態だろうと思っております。もちろん当初からそういうふうな意図的にやったケースをどう考えるかということは議論としてあろうと思いますが、そういうケースは極めてまれであろうというふうに考えているところでございます。

福井専門委員 ちょっと待ってください。横領罪というのは当初から目的を持っていたときだけ成立するというふうに刑法を理解されているのですか。

薄井課長 というか、そもそもそういうふうな財物があるのかということなのですね。つまり、被保険者に対して給与の支払がその分遅滞しているというのが実態ではないかということだと思いますが。

福井専門委員 そうではなくて、強制徴収した時点でこれを盗んでやろうという意思を持っていたかどうかと関係なく、ある溜まっている保険料について、それを自分のものにしてやろうという確定的意思を持てば、それは横領の既遂です。

安念専門委員 おっしゃるのは、刑法上の条文になぞらえて言えば、「自己の占有する他人の物」と言えるかどうかの問題をご指摘になっているのですが、それとも、不当領得の意思の問題なのか、両方なのか、いかがですか。

田中課長補佐（医療保険課） すみません、これはあくまで大学等での知識というレベルでございしますが、横領罪の対象というのは……。

福井専門委員 明確に質問しているのだから、刑法の理論を読んで、現在の横領罪の刑事判例も調べて、その上でまともな刑法理論に基づいた答弁をしていただけませんか。大学で習った知識だけではなくて、刑法の処罰、可罰性の問題です。理論もあるし、判例もある。だからそれを調べた上でもう一回お答えいただけませんか。余りに不真面目だと思います。

田中課長補佐 これは社会保険庁としてのお答えでございしますので、そこは限界があるということをご理解いただきたいと思います。

福井専門委員 社会保険庁として、もし犯罪に関わるような行政執行があるのだったら、それについて法的に詰めるのは当然のことです。

田中課長補佐 私が申し上げましたのは、これは正式には恐らく刑法等を所管する部局の判断でなければいけませんので、大学等というのはすみませんが撤回しますけれども、これは当然我々も調べてきております。ただ、それはあくまで公権的な解釈でないということをご理解いただきたいと思います。その上で、横領罪の対象物というのは自己の占有する他人の物ということでございしますので、そもそも保険料を滞納するような事業所というのは、被保険者負担分の保険料としてまず現金を持っていて、給料袋から天引する分の現金を持っていて、本来は納付すべきなのだけれどもそれをそのまま持ち続けて

いるということではなくて、そもそも自己の占有する物というのを観念しがたいのではないかとことを申し上げているのです。

福井専門委員 その解釈で本当にいいのかどうかということをもっときちんと調べていただけませんか。

安念専門委員 それはやはりきちんとしたご見解があってしかるべきだと思うのです。といいますのは、もちろん最終的な法解釈は法務省なり裁判所がなさることでしょうが、皆さんにこんなことを申し上げるのは釈迦に説法でしょうが、職務上犯罪を認知されたときには告発する義務が少なくとも建前の上では刑事訴訟法上あるわけですから、やはりきちんとした解釈があってしかるべきものですので、それはやはり紙の形にさせていただくというのが望ましいのではないのでしょうか。

薄井課長 先ほど私どもの方から申し上げましたように、公権的な解釈はやはり法務当局ということになりますから、私どもとしては限界があるかもわかりませんが、もう一回そこは整理できる範囲で考えさせていただきます。

八代主査 では、5番目をお願いします。そちらの方で何かありますか。

福井専門委員 1点だけ補足すると、最初からつもりがあったかどうかなどというのは犯罪の成立と何の関係もないですから、もうちょっとちゃんと調べた上でご発言ください。

薄井課長 それはまれであるということをお知らせということでございます。

福井専門委員 ここは刑事法の問題を聞いているのですから、関係ないことをごまかさないでほしいのです。

薄井課長 ごまかしているつもりは全くございませんけれども。

福井専門委員 客観的にはごまかしているのと同じです。最初からつもりがあるかどうかということと犯罪の成立は関係がないということです。それを前提にお答えをいただきたい。

薄井課長 5点目でございますけれども、国民年金の未納・未加入問題で、年金受給権の喪失に加えて、さらに経済的に不利益となるような措置は何が考えられるかということでございます。

これは先ほど来の議論の繰り返しになってしまうわけでございますけれども、やはり催告、基本的には期限内納付というのをまず訴えかける、大部分の方はそれでやっていただいているわけでございます。それで来ないときには、催告状を今は年6回出す、あるいは電話なり個別訪問、こういうふうな納付督促ということなどを通じまして保険料納付ということでございますけれども、先ほど強制徴収のご議論もございましたので、それもどういうふうな手段として有効なのかということも含めてこれは議論をしていくということだろうと思っています。

それ以外の手段としていろいろな指摘が現実にはございます。例えば過去に指摘があったものとして

は、パスポートとか運転免許証を出さないとか、こういうふうな措置を講ずるべきではないとか、いろいろなお議論が過去にございました。ただ、こういうふうな議論も私どもとしても各方面から何力所かから聞いていますけれども、ただし、やはり江戸の敵を長崎で討つというまた情緒的な表現をするとお叱りを受けるかも知りませんが、そういうふうなことになるから、本来、法の効果と関係ないところで、法の効果としては、基本的には、年金受給権が喪失する、あるいは年金額が減額されるという仕掛けになっておりますから、それを越えたものを全く別の世界でやっていくということは慎重に検討すべき事柄であろうというふうに考えているところでございます。

八代主査 今の点についてちょっと感想ですけれども、そうおっしゃっているなら、なぜ生命保険料の税制上の優遇措置を外せと国税庁に要望されたわけですか。それこそまさに江戸の敵を長崎で討つと同じではないのですかね。

薄井課長 生命保険との関係ということで、あのときも江戸の敵を長崎で討つものではないかというご批判があったことは正直言って私も承知しております。ただ、基本的には、国民年金の保険料未納の中で、これは私どもの広報不足ということかも知りませんが、公的年金だけではなくて私的年金を納めておられるという方がおられると、そういうことであるとそれはその分の負担能力があるのでしょうと、そうだとするとやはりまず社会全体を……。

八代主査 それはわかりますけれども、それは余にも漠としているのは、たまたま自発的に民間年金を買っている人だけがペナルティを受けて、買わない負担能力のある人は抜けるわけですね、そういうやり方です。ですから、今、福井専門委員がおっしゃったような、むしろパスポートや運転免許証とかでも同じことですね。何らかの有効的な手段が必要だというときに、今のお話だと、一切そういう関係ないことはやってはいけないのだということですが、社会保険庁自体も過去に、成功はしなかったですけれども、過去に試みられているのではないかという感想ですが。

これにちょっと関連して、ここで前回御質問をしたときに、この年金徴収事務が市町村から国に移管された効果はどうかと聞いたときに、その当時は全然まだ効果はわかりませんということですが、先日の新聞で、福岡市の調査によれば、国への業務移管によって10ポイントほど徴収率が下がっているということなのですが、これは明らかに一般に危惧されているように、国に移管したことによって既に低い徴収率がさらに低下しているということですが、この全国集計というのはすぐに出るわけですか。

薄井課長 それほど遅くないうちに私どもは集計したいと思っております。まだちょっとその数字は出ていないというのが今日の状況でございます。

八代主査 では、出たらぜひ教えていただきたいということ。それから、一生懸命努力はしておられるのですけれども、現にこの改革によってもっと現状は悪くなっているわけですね。ですから、やはり

この年6回の、電話あるいは郵送か何かは知りませんが、催促がほとんど実は効果を示していない、まだ自治体の方が少なくとも効果はあったということではないか。この評価はかなり重要だと思いますので全国集計のデータができればよろしくお願いします。

薄井課長 例えば保険料を納めやすい仕掛けづくりとか、先日ご説明したようなことなどもあれだと思いますし、具体的にどういうふうな手法が考えられるかというところはあると思いますけれども。

例えば1つの例で申し上げますと、今、学生の特例納付という規定がございます。これは、学生さんには卒業した後に払ってもらえばいいということですが、これは前回の制度改正で入っています。これは毎年実は届出が要る仕掛けになっています。なぜかという、学生さん本人の所得で見るということです。ところが、結局、年度初めというのはそういう届出をしなければいけないということでだんだんだんだん届出をされてくるのですけれども、年度初めに、4月に一斉に全員の学生さんが届出をされるわけではないのですね。そういうふうなことについて言うと、学生さんという身分ははっきりしているから、場合によれば届出が少し遅れても4月にさかのぼってそういうふうな特例納付を認めてあげていいのではないかと。これは、その間は年金権に結びつかないということで、ちょっと非常に細かいところかも知れませんが、そういうふうなところも制度的なところとしてはあるのかなという感じがいたします。

そこら辺も含めて、それから、八代主査がおっしゃったのは、もう少し何かパンチのきいたものがないのかということだと思いますけれども、それはなかなかパンチのきいたものになるかどうかはわかりませんが、私どもも智恵を絞っていく必要があると思っております。

福井専門委員 今のお話で、学生の特例納付の例というのは今の論点とどういう関係があるのですか。

薄井課長 要は、これはちょっと細かな話をして申しわけなかったのですけれども、学生の特例納付の対象になりますと、保険料を納付すべき総月数からその分が減るわけですね。ところが、特例納付の届出が9月なら9月に出てくると、そこから後の分しか特例納付にならないと。そこから前の分は未納になると。では保険料を納めてもらえばいいではないかということだけれども、もともとそれほどお金がない学生さんが出てきたということですから、そこは未納になってしまうと。

福井専門委員 そこは無視できるという趣旨ですね。

薄井課長 無視できるということではなくて、例えば4月にさかのぼってそういうケースについて学生の特例納付の対象、保険料を納めなくてもいいという整理にすれば分母がその分減りますと。

福井専門委員 わかりました。

薄井課長 非常に小さなことかも知れませんが。

奥谷委員 よろしいでしょうか。

平成13年度の未納率というのは29%というふうな数字があるのですが、そういう意味では、例えば今年度の未納率をどれくらいにするというふうな数値的な目標というのはお持ちなのでしょうか。

薄井課長 基本的には、私どもは実施庁でございますから、実施庁の目標というのは示されます。これは厚生労働省の方から示されるわけでございますが、数値的には、前年度の収納率を下回らない、こういう目標が設定されております。

八代主査 それな暗黙の内に徴収率がどんどん下がっていくということを前提で、前年度の収納率を下回らないという目標が設定されていると考えてよいですか。

薄井課長 今の段階ではそういう……、下回らないというか、逆に、15年度について言うと上回ることを目標とすると、確かこういうのが目標だったと思います。

八代主査 また、前回聞かなかったのですが、未納率の調査というのはどういうふうにやっておられるのですか。

薄井課長 これは、2つあるのですね、この間もちょっと議論になりましたけれども。いわゆるその年に納めるべき保険料が幾ら納まっているかという、トータルで見た数字、これが70.9%、先ほどのデータでございまして、これはその年に保険料を納めるべき被保険者で、免除とか学生の特例納付とかこういう納めなくていい人を抜きまして……。

八代主査 それから、未加入者も抜いてですね。

薄井課長 未加入者はもともと分母のカウントに入りませんから、それで、あとはそれぞれの人の12カ月とか6カ月とかその加入期間を合わせまして分母を出すということです。分子の方は納まった月数です。

それから、もう1つの調査の方は、未納者のデータというのがあったと思いますけれども、こちらの方は過去2年間保険料を全く納めていない人ということで、これはそういう人をつかまえて数年に1回調査をしていると、3年に1回調査をするということでございます。

八代主査 そっちの未納率の調査というのは何%なのですか。70.9というのは機械的に計算された方ですよね。

薄井課長 70.9というのは毎年度の数字です。ただし、これは、先日もご説明しましたように、時効が来るまで後2年間保険料は納められますから、最終的な収納率はもう少し上がってくるものでございます。

それで、未納者の方は、これは平成10年度の調査になりますけれども、過去2年間納めていない人ということでの数字が265万ということでした。

八代主査 これは率ではなくて、265万という数字ですね。ただ、これはアンケートなのですね。

薄井課長 アンケートというか、抽出調査ですね。

八代主査 抽出調査ですけれども、手紙を送って、あなたは払っていますか、払っていませんかを知っているわけですね。払っていない人がまじめに答えますか。

薄井課長 それはちゃんと社会保険庁の記録を調べまして、ちゃんとつき合わせをしまして情報を提供していただいています。

八代主査 要するに、抽出調査をして、その人に手紙を出して、あなたは払っていますかどうかを聞くわけですね。

薄井課長 だけど、そちらがメインということではなくて、これは被保険者の実態を調べるための調査ですから、いろいろな調査項目がございます。

八代主査 わかりました。だから、それはむしろ、払っていない人、払っている人の属性を見るための調査であって、トータルを押さえるのはさっきの70.9でやっているということですね。

薄井課長 そちらでやっているし、それから、この実態調査の方も、過去2年間未納という人の実態というのは私どもの納付記録の方に当たってチェックをしております。

八代主査 わかりました。

薄井課長 それから、6点目でございますけれども、国民年金の事務費の関係でございます。お手元に資料を配らせていただいておりますが、これは15年度の予算額をそこに挙げさせていただいております。事務費でございますけれども、国年の業務に従事します職員の人件費と、あとは納付書とか年金手帳、年金証書等の用紙を作成するとか通信運搬費であるとか、そのためのコンピューターの経費であるとか、事務所の管理費、適用・徴収のためには出かけていくということで旅費がかかったり、こういうふうなことでございます。これらはトータルで1,438億というのが今年度の予算でございます。

その内訳でございますけれども、適用・給付等の業務についての物件費等と書きましたけれども、物件費と言いましてもコンピューター経費と郵送経費とかそういうのも含めてでございます、それが大体約550億。それから、社会保険事務所等の職員の人件費、国民年金の職員の人件費でございますけれども、これは別に適用・徴収にあたる者だけではなくて、給付とか記録管理とかそういうふうなものにあたる職員も含めてでございますが、そういう職員、それから、国民年金推進員という非常勤職員を、国に保険料収納事務を移管した際に、1,900名ほど置いておりますけれども、その人件費と合わせまして、これは約500億ぐらい。3つ目は、市町村で、国民年金の適用関係の届出、第1号被保険者の適用関係の届出、あるいは、第1号被保険者の期間しかない方のいわゆる年金の請求の受付、こういったことを市町村に引き続きやっておりますから、その分の事務費ということで379億円。こういう大きな内訳になってございます。

なお、「参考」に書かせていただきましたけれども、年金相談等の経費は福祉施設事業ということでやっております、そのための、年金相談とか、あるいは年金の迅速な裁定という経費の部分は福祉施設事業という形で100億ちょっとということでございます。

八代主査 これは国への移管後の数字ですね。

薄井課長 移管後の数字でございます。移管前の数字は今は手元にはございませんが、市町村への交付金が今年はかなり減ったはずでございます。

八代主査 後で結構ですので、参考までに移管前の数字も出してください。

薄井課長 わかりました。

それから、8点目の広報とか特別の徴収コストと費用対効果ということございまして、なかなか定量的な形は難しいわけでございますけれども、事務費の中で適用とか保険料徴収とか給付とかいろいろな業務を関連して行っていますから、保険料徴収分だけを取り上げて先ほどの数字を分析するのはなかなか難しいということをまずご理解いただきたいと思います。

トータルの数字は1,438億円ということでございますが、平成15年度予算で、先ほど納付のために地道な努力が必要だと申し上げましたけれども、主な納付督促経費ということで申し上げますと、年に6回催告状を出します、この催告状関係の作成とか送付に要する経費があります、先ほどの数字の中で22億円ということになります。これは、基本的には、の552億の内訳ということになるかと思えます。それから、これもの中でございますけれども、電話による納付督促、これは外部委託でやっておりますけれども、この関係の経費が31億ぐらい。それから、国民年金推進員、1,948名で個別訪問等をやるということでございますが、その人件費が約50億ということございまして、これはの中の内訳ということでございます。そういうことで、一般的な納付対策といいましょうか収納対策経費はこれ以外にもありますけれども、今年度予算で特に柱立てして措置している経費として、催告状、電話納付督促、国民年金推進員を合わせますと約100億をかけているということでございます。

それから、年金広報の関係でございますけれども、こちらの方も制度や手続あるいは法律改正があれば、その周知とか公的年金制度の意義・役割とか、具体的な保険料納付とか、各事項について組み合わせながら周知・広報をやっているということでございますので、国民年金の納付率向上のためだけの広報経費という形でこれを出すのはなかなか難しいと思いますが、15年度予算におきます年金広報関係経費としては24億を計上しているところでございます。なかなかこの広報につきましてもは定量的なものを見ていくというのは現実に難しいわけでございますが、例えば昨年やりました広報、これはテレビとかそういうのを使った広報につきましてもは、どれぐらい国民の目に触れたかというのは広告代理店に必要な調査はしてもらっているということでございます。

それから、8点目でございますが、国民年金の未納者・未加入者別の属性ということでございます。これは先ほど申し上げたような調査をもとに数枚用意をさせていただいておりますが、先般、口頭でご説明申し上げましたけれども、第1号被保険者の納付状況を年齢階級別に見ますと、年齢が高くなるにつれて納付者の割合は高くなっている、年齢が低いほど未納者の割合が高い、こういうことがこの1枚目でございます。出どころは、11年の国民年金保険者実態調査ということでございます。

2ページ目を開けていただきますと、加入状況のデータでございます。第1号の未加入者ということで見ますと、30歳代、40歳代の割合が少なくなるM字型の構造になっております。20代が比較的多くて、あとは50代のところが高いということになっております。真ん中の世代が少ないということについてでございますけれども、これはやはり第2号被保険者とか第3号被保険者になっている者が多いということの反映かなと推測をいたしておるところでございます。それから、一番若いグループ、20歳～24歳のところが18万1,000人ということでございまして、20歳到達者には年金手帳送付によります職権適用ということを進めておりますので、第1号の未加入者数は全体として、先般ご説明したように、減少傾向にあるということでございます。

もう1枚めくっていただきまして、納付者と未納者でございますけれども、所得分布状況の差ということでございます。下にグラフを書かせていただいておりますけれども、やはり中央値のところをごらんいただきますと、納付者の世帯の総所得でございますので、これは世帯規模とかそういうことによつて全然ケースは違うと思いますが、そういう意味では、世帯の所得で見た際には納付者の方が未納者よりは、418万と、約100万くらい世帯所得が大きいということ自体はございます、確かに納付者の方がそこは高いということでございますが、その下のいわゆる納付者と未納者の所得階級別の分類ということで見たとしたケースでは、確かに今の中央値も反映いたしまして、低所得の方は未納者のグラフが上に来ているし、高所得の方は未納者のグラフが下に来ているということはございますけれども、分布自体の大きな差は見られないということだと思えます。言葉をかえて言うと、かなりの高額所得者でも未納の方がおられるということです。ただ、留意しなければいけないのは、これは世帯の所得であるというところはちょっと留意をする必要があると私どもは考えております。

最後でございますが、これも、今のデータと、今度は未加入者の方の属する世帯の所得分布でございます。これは比較的所得の高い世帯が未加入者の方でもある程度のウェートを占めているということでございます。こちらの方も、所得の高い方が未加入者の分布がちょっと少ないという、先ほどのグラフと似たようなことではございますけれども、そうは言ってもかなり所得の高い世帯でも未加入者があると、こういう状況でございます。

以上でございます。

八代主査 最後は世帯主の所得ですか。

薄井課長 世帯の総所得でございます。

八代主査 世帯の総所得で、その世帯の中の1人でも未加入者がいればということですか。

薄井課長 そうでございます。

八代主査 だから、学生なんかも当然含んでいるんですね。

これは、先ほども聞いたのですが、そちらがサンプルを抽出されて、その人にアンケートを送って所得を書いてくださいよという形になるわけですね。

清水室長補佐（数理調査室） 前者の未納者の部分につきましては、個人に調査票を送っていますが、その個人が属する世帯の所得については、市町村にお聞きしているということでございます。

八代主査 そのときには、100%回収なのですか。

清水室長補佐 ほとんどこれは100%に近いと考えております。

次の部分でございますが、この調査につきましては世帯調査でございますが、これは国勢調査区をベースとした調査でございます。この部分の所得については世帯の所得でございますが、これは、調査自体、国民生活基礎調査の後続調査でございますが、その国民生活基礎調査の中で調べた世帯所得ということでございます。

八代主査 それで、最新が平成10年で、それ以降はやっておられないわけなのですね。

清水室長補佐 これについては、未加入の部分については平成13年に調査を実施しておりますが、現在その取りまとめをしております。

八代主査 13年の調査を取りまとめていると。それはいつごろ発表されるのですか。

清水室長補佐 今準備を進めております。

八代主査 大体いつごろ発表されるのですか。

清水室長補佐 そんなに遅くないうちに。まだ具体的に日付までは。

八代主査 少なくとも今年中には出ると。

清水室長補佐 今年中には出ます。

八代主査 細かいことですが、前回もいただいた国民年金の加入状況等というのは、これは我々がいただいた資料だけではなくて、公式に出ているものはあるのですか。昨年の12月に出した年金制度改革の中にはこの数字は入っていませんでしたね。

清水室長補佐 あちらは入っていないですね。

八代主査 『年金白書』というのは最近出していませんよね、厚生労働省では。

清水室長補佐 最近は出ていません。

八代主査 そうすると、単に別にどこかの公式ではなくて、適時使われるという程度のものでしょうか。

清水室長補佐 例えば、国民年金の納付率の数字を発表する際などに、幾つかの調査を整理してまとめたような格好で全体を見ていただくというものとして使っているものでございます。

八代主査 全く見たことがないのですが、それは一部いただけないでしょうか、最新のものを。

薄井課長 最近のものということであれば。

八代主査 パンフレットといたしますか。

薄井課長 パンフレットということではなくて、むしろ記者発表資料でございますが。

八代主査 では、そこは事務局でお願いします。

福井専門委員 先ほどの 論点に関連してなのですが、いろいろなやり方があると思うのですけれども、インセンティブとして考えられる江戸の敵を長崎的でないような措置としてはどういうものが想定できますか。

薄井課長 なかなかそれは難しいのですけれども、この間この場でたしか福井専門委員だったかどうか記憶ははっきりしませんけれどもおっしゃられたような、例えばこういうふうな未納者には生活保護のときに考えるというのは議論としてはあるのだらうと思います。ただ、一方でそれは憲法25条の最低限度の文化的な生活という議論との関係がございますので、私は、今、おっしゃるような、そういうのがありますということを示し上げることはできないと思いますけれども、そういうことを言われる方がおられるというのは事実でございます。

福井専門委員 この強制執行を、端的に未納者をとらまえて、未納者に対して払えと、例えば遅れる場合には一種の延滞利息なり徴収コストも払わせるというような形にして、いわば素直に正面切って強制措置と割増を伴うインセンティブを与えるということはどうですか。

薄井課長 結局、それは、督促を仮にしますよね、そうするとこれはそこから延滞金が発生いたします。ただ、そのことによりますデメリットというのは、結局、最終的には、保険給付、年金給付に将来つながらないという、これは大きな仕掛けではあるのですね。

福井専門委員 延滞金というのはどれぐらいの比率ですか。

薄井課長 これは先ほどの厚生年金と同じで14.6%になります。

福井専門委員 それが少ないのでしょうか、1つには。

薄井課長 ただ、それは、結局、それを納めなかったからどうなのかということになりますので。

福井専門委員 ただ、生活保護との関連で言うと、生活保護を道具立てとして減らすとかストップするかどうかはさておくとしても、どちらにしてもこれでもし払わないでいいと本人が言ったとしても、最終的には後世代の社会全体で面倒をみないといけないということは、憲法25条がある以上わかりきっ

た世界ですから、どうせ面倒見てもらえるに決まっているという一種のモラルハザードの期待が生まれるのも非常に合理的なのです。だとすれば、やはりその時点で、可処分所得がある間に何が何でも取り立てるといふ以外にはやはり根本的な解決はないわけです。それはどうやって取るのが一番効率的かという問題です。

薄井課長 ですから、生活保護のモラルハザードのご議論というのは先般もございましたけれども、一方でこれはミーンズテストをやるということだし、扶養する扶養義務者を追いかけるということですから、必ずしもそのときになって生活保護を受ければいいやと思っている方がそんなに多くおられるということではないと私どもは考えておりますけれども、私どもとしても、やはりこれはあの手この手という言い方しかないのですけれども、智恵を絞ってこれをやっていくということだと思います。

ただ、なかなか、江戸の敵を長崎ではなくて、こうやればというものがあるというよりは、むしろ地道な努力という部分が非常に大切で、先ほど定量的にはと申しあげましたけれども、例えば6回の督促状を送ると、やはり忘れていた人から必ず保険料はある程度入ってきます、それから、それを追いかける格好で電話納付督促をすると、そこでも入ってきます。その後、個別に訪問しますと、やはりそこで納付の約束があります。ということで、やはりそういう地道な努力をしていくということが、それはコストをかけているのではないかとおっしゃられるかもわからないけれども、そういうことだろうというふうに思っております。ただ、それをできるだけ効率的にやっていくために何が一番重要かということ、払わないというよりは、まず期限内に払いますというインセンティブというか気持ちを持ってもらうということです。それについては、国民年金の給付というのはこういうふうなものだと、障害年金も含めて、メリットがありますということをいかに理解してもらうか。それは、被保険者になって理解してもらうだけではなくて、若い世代、例えば中学、高校における年金教育とか、そういうところも非常に重要だというふうに思っております。そこに今力を入れているところでございます。

福井専門委員 ただ、メリットの強調で何とかなる層にはどうしたって限界があるわけです。最後の最後は、やはり、こんなものは払わなくたっておれは最後は路頭に迷うことはないという確信がある人に対してはメリットの強調というのは余り意味がないわけで。そういうレベルの人が実際には問題になっているわけですから、払わないとひどい目に遭うという逆の意味での、払わないことに対する一種の懲罰的な措置がない限りは絶対に払いません。それを徹底的にやるという仕組みを一方では用意しておかなければ、未納者はふえ続ける一方ですね。

そういう意味で言うと、税の支払状況、住民税とか所得税の支払状況とこの未納者との関係は調べておられますか。国税、地方税は払っているけれどもこっちは未納だとか、そういう人はどれくらいいるのですか。あるいは、未納者のほとんどは国税、地方税も踏み倒しているのですか。

薄井課長 踏み倒しているという議論にはなかなか当たらず、やはり所得の刻みというか、私どもは本当に低所得の人は免除という仕掛けがございますけれども、場合によれば国税とか地方税を納めないで済むような方も相手にしている部分があるということでございます。

福井専門委員 未納者というのは国税、地方税も払っていない人が多いのですか、総じて言えば。

薄井課長 そういう分析データはなかったと思います。

福井専門委員 データがあれば後ほど教えていただけますか。税との相関関係です。税の支払関係とこっちの方の支払関係の相関関係がわかると参考になると思うのです。どういう問題意識かということ、要するに、税の方は払っている、こっちは払っていないという人については、いわば税の方の納付に合わせてこっちを支払わせるような仕組みをこしらえれば、そっちで一網打尽にできる余地はあるわけです。そういう制度の検討の余地があると思いますが。

八代主査 ちょっと質問に入れなかったのですが、先ほどちらっと言われた免除者ですが、これも結構大きなポイントになっています。免除者については今どどんふえているという話もあるのですが、しかるべき基準があるのでしょうか、それを地方公共団体がかなりルーズに解釈していて、取れないから免除してしまおうという動きがあるのではないかとということもありますので、ちょっと最近の免除者の推移というかそういうものも合わせて後でまたデータをお願いしたいと思います。

特に、仮に国民年金の基礎年金の国庫負担率が2分の1になると、免除者の人というのは保険料を一切払わずに保険料を全て納めた人の半分の年金がもらえるわけですね。それはかなり大きなポイントになるわけで、もう少しこの免除者をきちんと、本当に貧しくて保険料が払えない人かどうかというチェックみたいなのは当然やっておられるわけですね。

薄井課長 免除につきましては、これはまだ数字的なものはございませんけれども、14年度におきまして免除基準の適正化ということで、実はかなり機械的にやるようになりました。世帯の所得だけで見るという形に実はなっています。基準自体がある意味では世帯の所得で見るということでございますので、そういうような意味では、世帯の所得はあってもというケースもありますし、そういうふうな議論もございます中で免除基準の適正化を進めた。一方で、社会経済がご存じのような不況というふうな状況でございますので、実はこの免除の適正化というのはかなりきいてくるのではないかと。つまり、先ほどある市の例が話題に出ましたけれども、やはりそういう免除の適正化によりまして、従来は免除になっていた、市町村段階で個別の状況を見て免除していた層を、それは中には本来免除に相当する方もおられたし、中には少し甘かったのかなという方もおられたかもわかりませんが、そういうふうなものも1つのルールに基づいてやっていきますということにしたために、逆に保険料を納めなければいけないという形になった人がかなり増えているという実態も14年度は多分あるのだろうと思います。

まだ分析は十分にはできていませんけれども。

八代主査 それはそうですね。まさに免除基準を厳しくしたら保険料の徴収率が下がったという可能性もあるということですね。

ほかに事務局からはよろしいですか。

それでは、どうも長らくありがとうございました。また資料等でもよろしくお願いたします。

(厚生労働省関係者退室)